

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぼ〜と



第64号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

平成29年度補正小規模事業者持続化補助金の公募開始について



小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3が補助されます（補助上限額50万円）。

（注1） 小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

（注2） 補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円が補助されます。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助される金額は、補助上限額である50万円となります。

（注3） 以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。

- ①従業員賃金を引き上げる取り組み
- ②買い物弱者対策の取り組み
- ③海外展開の取り組み

【補助対象事業】

補助対象となる事業は、次の（1）から（3）に掲げる要件をいずれも満たす事

業であること。

- (1) 策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための事業であること。
- (2) 商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。
 - ・商工会の助言、アドバイスを受けながら事業を実施することです。
- (3) 以下に該当する事業を行うものではないこと。
 - ・同一内容の事業について国（独立行政法人を含む）等の他の補助金、助成金を活用する事業。
 - ・本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれない事業。
 - ・事業内容が射幸心をそそる恐れがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなる恐れがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの。

【補助対象経費】

- (1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。
 - ①公募要領に記載されている対象経費
 - ②使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ③交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
 - ④証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

【募集期間】

○受付開始 平成30年3月9日（金）

* 申請書類等は南丹市商工会ホームページからダウンロードできます *

○受付締切 平成30年5月18日（金）＜送付のみ、締切当日消印有効＞

★詳細については、商工会までお問い合わせください。

★商工会において支援計画書を作成するため、余裕をもってお早目にご相談下さい。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の公募開始について



国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い地域経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

◎対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件のいずれかに取り組むものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

◎事業の詳細

①企業間データ活用型

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援。

(補助上限額：1,000万円/者※、補助率：2/3)

※連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

②一般型

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

(補助上限額：1,000万円、補助率：1/2※)

※生産性向上特別措置法(案)に基づく先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

③小規模型

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。(設備投資を伴わない試作開発等も支援)

(補助上限額：500万円、補助率：小規模事業者2/3 その他1/2)

*①～③共通 生産性向上に資する専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

◎公募期間

平成30年2月28日(水)～4月27日(金)まで<当日消印有効>

<申請書提出先・お問合せ>

全国中小企業団体中央会 京都府地域事務局
〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地
京都府中小企業会館4階

TEL 075-315-3344

HP <http://www.chuokai-kyoto.or.jp/>

また、公募説明会も下記の日程で開催されます。

1. 日時；平成30年3月29日（火） 午後2時～4時30分

場所；京都市リサーチパーク 西地区4号館B1階バズホール（定員240名）

京都市下京区中堂寺栗田町93

参加ご希望の方は、開催日の3日前までに、お申込下さい。

＜お問い合わせ・お申込＞

京都府中小企業団体中央会 ものづくり支援室

TEL 075-315-3344

★詳細については、商工会 本所までお問い合わせください。

きょうと農商工連携応援ファンド支援事業助成金のご案内



～農林漁業の関する「京の食ビジネス」創造へのチャレンジを支援します～

- 目的 この事業は、府内の農林水産業者と中小企業者が密接に連携し、それぞれの強みを活かして創業や経営の改善・向上を図る取組に対して助成金を交付し新たな京都ブランドの創造や地域経済の活性化を図ろうとするものです。なお、助成金については、京都府、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地元金融機関、農業団体等から出資を受けた基金「きょうと農商工連携応援ファンド」を運用した利益で助成するものです。

●助成金の概要

- ①対象事業者：府内の農林漁業者と中小企業者の連携体
- ②対象事業：農林漁業者と中小企業者が連携し、それぞれの強みを活かして創業や経営の改善・向上を図る取組（新商品・新サービスの開発・販売等）
- ③助成率：事業に直接必要な経費の2/3以内
- ④助成額：1申請事業当たり300万円以内
- ⑤事業期間：原則平成31年2月28日（木）まで
（特例として、平成31年10月31日（木）までの事業実施が可能）
- ⑥申請手続：別途配布の助成金のご案内により最寄りの窓口に申請してください。詳細は京都府広域振興局（農林商工部）または（公財）京都産業21に御相談ください。
- ⑦審査・採択：審査委員会において、書面と必要に応じて面接による審査を

行い、事業の新規性、将来性、地域への波及効果などを総合的に判断のうえ、助成事業を採択します。

(採択決定は7月頃を予定)

●支援体制

◇農業ビジネスセンター京都〔電話 (075) 417-6888 <http://www.nbc-kyoto.jp>] では、農商工連携等のプランの実現に向けて、情報提供や交流会の開催、個々の課題に対応した専門の「応援隊」の派遣などの総合的な支援を行います。また農林漁業者や商工業者のパートナー探しも御相談ください。

◇(公財)京都産業21では、助成事業の円滑な推進を図るため、関係機関と連携し、経営や販促のエキスパートを派遣し助言・指導を行います。また、農林漁業者が連携体代表者の事業については、担当アドバイザーが商品企画から販売促進まで総合的に支援します。お気軽に御相談ください。

※お問い合わせ

公益財団法人京都産業21クール京都推進部
京都府南丹広域振興局農林商工部企画調整室

☎075-315-8848

☎0771-22-0371

情報セキュリティ対策支援サイト公開のご案内



IT化の進展に伴い、企業の情報資産の窃取や業務妨害を狙ったサイバー攻撃・犯罪は巧妙化・悪質化しており、これらのターゲットは、政府機関や大手企業だけでなく、近年では中小企業にまで拡大しています。このため、中小企業においても、ITの安全な利活用に向け、情報セキュリティ対策の必要性を認識し、適切な対策を実施することが必要です。

先頃、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開した「情報セキュリティ対策支援サイト」は、中小企業を中心に、企業・組織内の情報セキュリティ対策水準の向上を支援するためのポータルサイトです。

○「5分でできる！自社診断&ポイント学習」

企業・組織内の対策状況を、25のチェック項目で自己採点し把握ができる「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」と、従業員が情報セキュリティ対策について学習できる「5分でできる！情報セキュリティポイント学習」を提供しています。
(<https://security-shien.ipa.go.jp/learning/>)

○「セキュリティプレゼンター支援」

中小企業における情報セキュリティ対策水準向上のため IPA の普及ツール類を

活用し、地域においてその活動に携わる“セキュリティプレゼンター”のサイトです。セキュリティプレゼンターに相談したい、講演を依頼したいといった場合、名前や資格に加え活動地域でも検索ができ、過去の活動履歴などを確認することが可能です。また、セキュリティプレゼンターに対してはこれらの情報登録のほか、普及活動用資料の提供サービスをおこなっています。

(<https://security-shien.ipa.go.jp/presenter/>)

○「中小企業向けセキュリティ資料提供」

IPA が作成・公開しているさまざまな情報セキュリティに関する資料やツールを利用者自身の属性（企業経営者、従業員、一般、企業向け啓発者など）と、利用目的（知りたい、学びたい、始めたい、続けたい）を条件に検索することができる環境を提供しています。

■本件に関するお問い合わせ先

IPA 技術本部 セキュリティセンター 普及グループ

E-mail: isec-secushien-info@ipa.go.jp

■情報セキュリティ対策支援サイト

<https://security-shien.ipa.go.jp/>



サブロク協定をご存じですか？

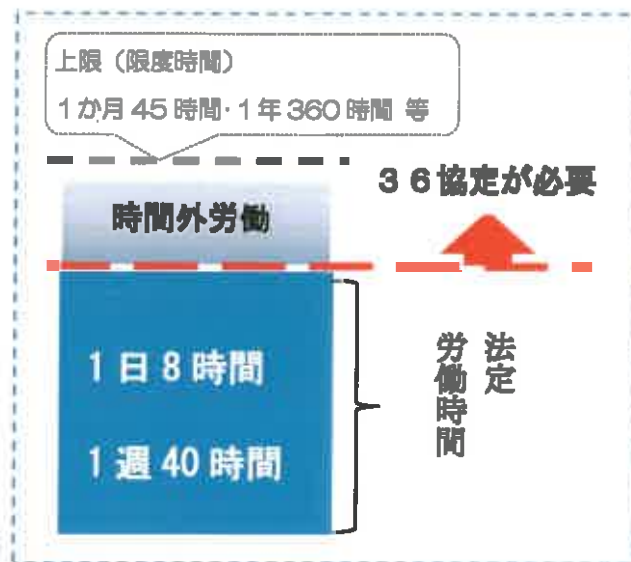


* 時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）がサブロク（36）協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

※具体的には、

- ①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合
- ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

- 労働基準法では、労働時間は原則1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結
 - ・労働基準監督署への届出 が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や「1ヶ月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。



<参考>

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1ヶ月45時間、1年360時間とされています。（これを「限度時間」と言います）
- *ただし、特別条項を締結すれば、年間6ヶ月まで、限度時間を超えて労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

* ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談ください。

日本政策金融公庫のマル経融資制度のご案内

★経営改善貸付（マル経融資）

本融資制度は、商工会員のみ対象の融資制度であり、無担保・無保証人（信用保証協会の保証不要）で借り入れできます。

ただし、借入には審査を必要としますので、経営内容や財務状況、税金滞納等により融資をお断りする場合があります。

※融資対象者・・・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の方で商工会長の推薦を受けた方。*商工会で推薦幹旋した方。

*但し、金融業や風俗業等など公庫の非対象業種は利用できません。

※資金使途・融資期間 運転資金・・・7年以内 設備資金・・・10年以内

※融資限度額 2,000万円以内

※据置期間 運転資金 1年以内 設備資金 2年以内

※金利 H30. 3. 15現在 1.11%

◎お問い合わせは、商工会本所・各支所まで





**南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は
ながく つよく さぽ~と します!!**

**挑戦を
サポート**

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

**進化を
サポート**

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

**安心を
サポート**

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務
手続きに対し「安心」を支援します。

**躍進を
サポート**

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」
を支援します。

**もっと
サポート**

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」
支援します。

**ずっと
サポート**

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。



★どんなことでもお気軽にご相談ください！

★ 八木本所	八木町八木東久保28-1	☎0771-42-5380
★ 園部支所	園部町上本町南2-22	☎0771-62-0766
★ 日吉支所	日吉町殿田尾崎8-1	☎0771-72-0224
★ 美山支所	美山町島島台51	☎0771-75-0021